

ご家族登録制度規約

ご家族登録制度規約(以下、「本規約」といいます。)は、楽天生命保険株式会社(以下、「当社」といいます。)が運営・提供する、「ご家族登録制度」(以下、「本制度」といいます。)の利用に際しての取扱いを定めるものです。

第1条<定義>

本規約においては、以下の定義が適用されます。

- (1) 登録契約者とは本制度を利用する保険契約者のことをいいます。
- (2) 開示指定者とは保険契約者が選任し、当社へ登録した保険契約者と同等の情報開示を請求できる権利および当社所定の保全手続きを請求できる権利を有する者のことをいいます。

第2条<本制度の利用対象者>

登録契約者は、個人の保険契約者とします。

第3条<開示指定者の対象者>

登録契約者は、登録契約者からみて、次の各号に定めるところにより当該各号に該当する個人を開示指定者として、2名登録することができます。

- (1) 3親等内親族
- (2) 配偶者
- (3) 内縁者
保険契約者・開示指定者の双方に戸籍上の配偶者がおらず、
3年以上同居または生計を1つにしており、
事実的に法律婚と同等の社会生活を営んでいる者
- (4) 同性パートナー
保険契約者・開示指定者の双方に戸籍上の配偶者がおらず、
同居または生計を1つにしており、実質的に法律婚と同等の社会生活を
営んでいる者(同居年数は不問)
- (5) 保険契約者の療養看護または財産管理を行っている方
保険契約者より財産の管理や日常生活における事務手続きなどの
委任をしている者

第4条<開示指定者情報の登録に関して>

1. 当社の定める方法により、開示指定者となる方の以下の情報を、登録契約者により当社

へ登録していただきます。

- (1) 氏名（漢字・カナ）
- (2) 生年月日
- (3) 日中連絡先
- (4) 登録契約者との続柄

2. 本制度の利用開始に際して、登録契約者自身ならびに開示指定者が、本制度の利用及び本規約に同意することを要します。また、当社が以下に該当する方の個人情報を、開示指定者として登録される方に開示することについて、本制度の利用開始前に、登録契約者より以下に該当する方から同意を得ていることを要します。

- (1) 登録契約者が保有するすべての契約の「被保険者」
- (2) 登録契約者が保有するすべての契約の「保険金・給付金の受取人」
- (3) 登録契約者が保有するすべての契約の「指定代理請求人」

3. 登録契約者は、本制度の利用開始に際して、開示指定者として登録される方に、登録契約者が保有する契約に適用されている特別条件の内容を開示することについて、被保険者の同意を得ることを要します。

4. 登録契約者は、第1項各号に定める情報を正確に登録することを要します。

第5条<開示指定者情報の変更>

1. 開示指定者の登録情報に変更があった場合は、登録契約者または開示指定者にて、当社の定める方法により変更をすることを要します。ただし、開示指定者が登録情報を変更する場合、開示指定者は、開示指定者の変更された個人情報を登録契約者に開示することについて、同意することを要します。また、登録契約者が開示指定者の登録情報を変更する場合は、開示指定者の同意を得ることを要します。

2. 登録契約者又は開示指定者は、開示指定者情報を正確に変更することを要します。

第6条<開示指定者の登録の削除>

1. 登録契約者は、開示指定者の削除（情報の開示停止）を希望する場合、当社の定める方法により開示指定者の登録を削除することができます。

2. 開示指定者が第3条各号に規定する開示指定者の条件を満たさないことになった場合、登録契約者は当社の定める方法により開示指定者の登録の削除の請求をすることを要します。

第7条<開示指定者の変更>

登録契約者は、開示指定者に登録する人物を変更したいとき、当社の定める方法により変更することができます。

第8条<開示指定者への情報の開示>

1. 当社は、登録契約者の意思に基づき、開示指定者から開示の要求がなされた場合、当社の定めるところにより、必要な範囲で、その時点において登録契約者へ開示可能な範囲と同等の情報を開示します（本制度利用後に追加される契約も含まれます。）。ただし、被保険者の機微(センシティブ)情報（告知内容等）は、開示しません。
2. 当社は、本制度の利用開始後に、登録契約者が死亡された場合においても、開示指定者から要求がなされた場合には、当社が不適切と判断する場合を除き、情報を開示できるものとしします。

第9条<開示指定者による手続き>

当社は登録契約者の意思に基づき、開示指定者から以下の保全手続きに係る要求がなされた場合、手続きを取扱います。

- (1) 当社所定の保全手続きに係る書類を発送すること
- (2) 登録契約者の住所および電話番号を変更すること

第10条<開示指定者への連絡>

1. 当社は、次の場合には、開示指定者に対して、連絡をすることができるものとしします。
 - (1) 各種保険契約のご継続、維持管理、保険金、給付金等の支払いに関し、当社が、登録契約者、被保険者、保険金・給付金の受取人又は指定代理請求人に対し、連絡又は通知をしても応答がなく、各手続きに際して当社が連絡する必要があると認めた場合
 - (2) 天災・災害等の発生により、登録契約者又は被保険者の安否確認等をする必要がある場合
 - (3) 開示指定者が請求した第9条に定める手続きに関して、当社が連絡する必要がある場合
2. 登録契約者は、当社が第1項各号に定める連絡をする場合があること及びその場合に当社からの質問に開示指定者が回答することに同意します。
3. 登録契約者は、当社が第1項に定める連絡をする場合があること及びその場合に当社からの質問に開示指定者が回答することにつき、被保険者の同意を得ることを要します。

第11条<本制度の中断・停止・終了>

1. 当社は、次の場合には、登録契約者および開示指定者に事前に連絡、承諾を要することなく、本制度の提供の全部または一部を中断、停止することがあります。
 - (1) コンピューターまたは通信回線等が事故により停止した場合
 - (2) 天災・災害・その他やむを得ない事由により、本制度の提供ができない場合
 - (3) その他、当社が本制度の提供を中断・停止する相応の事由があると判断した場合
2. 当社は、次の場合には、登録契約者および開示指定者に事前に連絡、承諾を要すること

なく、本制度の提供を停止します。

- (1) 第4条第2項柱書前段の同意がない場合
- (2) 第4条第2項柱書後段の同意がない場合
- (3) 登録契約者から当社が定める方法により、開示指定者の登録を削除する請求があり、その登録が削除された場合
- (4) 登録契約者または開示指定者が、反社会的勢力に該当すると認められる場合、または反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していると認められる場合
- (5) その他当社が必要と認めた場合

3. 当社による本制度の提供の中断、停止、終了により、登録契約者が被った損害について、当社は責任を負いません。

第12条<免責>

1. 本制度の利用に関連して登録契約者と開示指定者、被保険者、保険金・給付金の受取人、指定代理請求人又は第三者との間において生じた連絡、紛争等については、登録契約者の責任において処理及び解決するものとします。

2. 登録契約者又は開示指定者が、本規約に違反したことにより、登録契約者、被保険者、保険金・給付金の受取人、指定代理請求人又は開示指定者が被った損害について、当社は責任を負いません。

第12条<規約の変更、廃止>

当社は、登録契約者の事前の承諾なしに本規約の内容を変更または廃止できるものとします。当社は、本規約の内容を変更する場合は、変更事項および変更日を、本規約を廃止する場合はその廃止日を、変更日または廃止日の前日までにホームページ等に表示します。

第13条<情報の利用>

1. 当社がお預かりする個人情報および個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）の取扱いに関する方針「プライバシーポリシー」を当社ホームページに掲載しています。

（<https://www.rakuten-life.co.jp/privacy/>）

2. 当社は、登録契約者および開示指定者の個人情報を本制度の運営のほか、次の目的のために必要な範囲で取得・利用します。

- (1) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス等のご案内・提供・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- (2) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス等の開発・充実
- (3) その他上記業務に関連・付随する業務

改定 : 2022年3月1日

改定 : 2022年9月30日